

天然林におけるインベントリー及び木材利用事業における作業計画
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程
第 P. 33/Menhut-II/2014

唯一の神の恵みに基づき、
インドネシア共和国林業大臣は、

- a. 政令 2008 年第 3 号で変更した森林管理、森林管理計画の作成、森林活用に関する政令 2007 年第 6 号第 73 条に基づき、天然林及び生態系修復林における林産物利用事業許可に関する林業大臣規程第 P. 56/Menhut-II/2009 を変更した林業大臣規程第 P. 24/Menhut-II/2011 及び林業大臣規程第 P. 5/Menhut-II/2011 で変更した生産林における木材利用事業におけるインベントリー（IHMB）要領に関する林業大臣規程第 P. 33/Menhut-II/2009 が定められた；
- b. 2013 年の汚職撲滅委員会の調査結果による高コストを削減するための競争力向上及び森林管理改善をするにあたり、天然林におけるインベントリー及び木材利用事業における作業計画を再調整する必要がある；
- c. 上記 b 号で述べた考慮により、天然林におけるインベントリー及び木材利用事業における作業計画に関する林業大臣規程を定める必要がある；

ことを考慮し、：

1. 生物資源及びその生態系の保全に関する法律 1990 年第 5 号（インドネシア共和国官報 1990 年第 49 号、インドネシア共和国官報補遺第 3419 号）；

2. 林業に関する法律 1999 年第 41 号（インドネシア共和国官報 1999 年第 167 号、インドネシア共和国官報補遺第 3888 号）を変更した森林に関する法律 1999 年第 41 号の変更に関する法律代替政令決定 2004 年第 1 号を法律に制定するための法律 2004 年第 19 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 86 号、インドネシア共和国官報補遺第 4412 号）；
3. 地方政府に関する法律 2004 年第 32 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 125 号、インドネシア共和国官報補遺第 4437 号）を数回変更した最終版の地方政府に関する法律 2004 年第 32 号に対する二回目の改訂に関する法律 2008 年第 12 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 59 号、インドネシア共和国官報補遺第 4844 号）；
4. 環境保護・管理に関する法律 2009 年第 32 号（インドネシア共和国官報 2009 年第 68 号、インドネシア共和国官報補遺第 140 号）；
5. 空間管理に関する法律 2007 年第 26 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 68 号、インドネシア共和国官報補遺第 4725 号）；
6. 森林企画に関する政令 2004 年第 44 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 146 号、インドネシア共和国官報補遺第 4452 号）；
7. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 22 号、インドネシア共和国官報補遺第 4696 号）を変更した政令 2008 年第 3 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 16 号、インドネシア共和国官報補遺第 4814 号）；
8. 政府、州政府、県／市政府の政務分担に関する政令 2007 年第 38 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 82 号、インドネシア共和国官報補遺第 4737 号）；
9. 林業省で適用する税金以外国家収入の種類及び税率に関する政令 2014 年第 12 号（インドネシア共和国官報 2014 年第 36 号、インドネシア共和国官報補遺第 5506 号）；
10. 省庁の形成及び組織に関する大統領規程 2009 年第 47 号を数回変更した最終版大統領規程 2013 年第 55 号；
11. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロン I の組織構成、業務、機能に関する大統領規程 2010 年第 24 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 56 号；
12. インドネシア・ブルサトゥ II 内閣の組閣に関する大統領決定 2009 年第 84/P 号を数回変更した、大統領規程 2013 年第 5/P 号；
13. 投資環境改善政策に関する大統領令 2006 年第 3 号；
14. 森林活用事業許可保持者に対する行政処分の実行に関する林業大臣規程第 P. 39/Menhut-II/2008（インドネシア共和国官報 2008 年第 14 号）；
15. 林業大臣規程第 P. 20/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報 2010 年第 221 号）で変更した持続的生産林管理における技術者の能力及び認定に関する林業大臣規程第 P. 58/Menhut-II/2008（インドネシア共和国官報 2008 年第 52 号）；
16. 生産林における林産物利用事業許可区域内での林学的システムに関する林業大臣規程第 P. 11/Menhut-II/2009（インドネシア共和国官報 2009 年第 24 号）；
17. 保護林の統一管理及び生産林の統一管理における長期的管理計画の承認手順に関する林業大臣規程第 P. 46/Menhut-II/2013（インドネシア共和国官報 2013 年第 1076 号）；
18. 林業大臣第 P. 33/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報 2012 年第 779）で変更

した林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第 P. 40/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報 2010 年第 405 号）；

19. パートナーシップによる地域住民の活性化に関する林業大臣規程第 P. 39/Menhut-II/2013（インドネシア共和国官報 2013 年第 958 号）；

に鑑み、

次を決定する：

決定：天然林におけるインベントリー及び木材利用事業における作業計画に関する林業大臣規程

第 1 章

一般規定

第 1 条

本規程における用語は、次のように定義する。

1. 以降 IHMB と略すインベントリー（Inventarisasi Hutan Menyeluruh Berkala/IHMB）とは、各管理地区での生産林地区内にある全区画に対して、10 年に 1 回定期的に行う木材在庫（timber standing stock）の状況に関するデータ及び情報収集活動のことを言う。
2. 以降 IUPHHK-HA と略す天然林木材利用事業許可（Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Dalam Hutan Alam）とは、収穫又は伐採、富化、維持、販売活動などを通じて、生産林における天然林の林産物である木材を活用するための事業許可のことを言う。
3. 以降 RKUPHHK - HA と略す天然林木材利用事業における作業計画（Rencana Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Dalam Hutan Alam）とは、10 年間の天然林木材の活用事業許可区域全体における作業計画で、森林の持続性、事業の持続性、環境のバランス性、地域住民の社会的・経済的開発要素などを含むものを言う。
4. 以降 RKTUPHHK - HA と略す天然林木材利用事業における年次作業計画（Rencana Kerja Tahunan Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Alam）とは、天然林木材利用事業における作業計画に基づいて策定する 12 ヶ月間の作業計画を言う。
5. 以降 BKUPHHK-HA と略す林産業木材活用事業における作業図（Bagan Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Alam）とは、最大 12 ヶ月間有効の作業計画で、許可が発行されたばかりの天然林木材の活用事業許可保持者かつ天然林木材利用事業における年次作業計画を所有しない者（初回目）に与えるものを言う。
6. 以降 RPHJKPHP と略す生産林統一管理長期的森林管理計画（Rencana Pengelolaan Hutan Jangka Panjang KPHP）とは、10 年間の生産林統一管理（KPHP）の全体作業区域における森林管理計画のことを言う。
7. 森林の記録化とは、木材在庫（timber standing stock）の状況を把握するための活動で、10 ヶ年の天然林木材利用事業における作業計画又は森林統一管理の策定材料及び森林統一管理及び／又は天然林木材利用事業許可における木材在庫の持続性の傾向を監視するための材料として使用する活動のことを言う。
8. 立木調査（Timber cruising）とは、樹種、本数、直径、高さ、現場・環境状況に関する

る情報などを把握するために、（伐採する計画の）樹木、コアー樹木、保護樹木、植林その他の現場データに対する測定、観察、記録活動で、定められた規定従って定められた頻度で行うことを言う。

9. 以降 LHC と略す立木調査報告書 (Laporan Hasil Cruising)とは、伐採作業区画における立木調査活動から取得した樹木データの処理結果で、樹木番号、樹種、直径、無枝樹木の高さ、木材量の見込みを記載するものを言う。
10. 以降 GANISPHPL-TC と略す立木調査持続的生産林管理技術者 (Tenaga Teknis Pengelolaan Hutan Produksi Lestari Timber Cruising)とは、インベントリー (IHMB)、立木調査、年次伐採作業区画及びブロックの立木調査報告書の作成、固定測定区画 (Petak Ukur Permanan/PUP) の活動において能力を有する持続的生産林管理技術者のことを言う。
11. 以降 GANISPHPL-CANHUT と略す森林企画持続的生産林管理技術者 (Tenaga Teknis Pengelolaan Hutan Produksi Lestari Perencanaan Hutan)とは、天然林又は人工林における生産林活用の準備のための調査、木材利用事業における作業計画及び年次作業計画提案書の作成、作業区域地図の作成などの能力を有する持続的生産林管理技術者のことを言う。
12. 以降 WASGANISPHPL-CANHUT と略す生産林企画持続的生産林管理技術者の監督者 (Pengawas Tenaga Teknis Pengelolaan Hutan Produksi Lestari)とは、立木調査持続的生産林管理技術者及び森林企画持続的生産林管理技術者としての能力を有する持続的生産林管理技術者の監督者で、立木調査持続的生産林管理技術者及び森林企画持続的生産林管理技術者の作業結果を監視、確認、評価、報告する業務及び権限を有する者を言う。
13. 以降 F_p と称する安全係数とは、立木調査結果に対する 0.8 の乗数定数で、持続性係数として使用するものである。
14. 以降 F_e と称する活用係数とは、立木調査に対する 0.7~0.9 の倍率の定数で、伐採／収穫活動における廃棄物を抑えるために、林産物利用事業許可及びその他有効な許可保持者の能力に基づいて定めるものである。
15. 大臣とは、林業関連を担当する大臣のことを言う。
16. 総局長とは、林業指導を担当する総局長のことを言う。
17. 局長とは、天然林事業指導を担当する局長のことを言う。
18. 州局とは、州における林業関連を担当する局のことを言う。
19. 県／市局とは、県／市における林業関連を担当する局のことを言う。
20. 以降 UPT と略す実行事務所 (Unit Pelaksana Teknis) とは、林業指導総局長に報告義務をもつ直轄の実行事務所のことを言う。
21. 以降 KPH と略す森林統一管理地区 (Kesatuan Pengelolaan Hutan) とは、主要機能及び用途に従って、効率的かつ持続的に管理できる森林管理地区のことを言う。

第2章 インベントリー

第2条

- (1) 天然林木材利用事業許可保持者は、必ずインベントリーを実施すること。
- (2) 上記第(1)項で述べたインベントリーの実施は、森林企画持続的生産林管理技術者及び／又は立木調査持続的生産林管理技術者が実施する。
- (3) 上記第(1)項で述べたインベントリーの実施によって発生する費用は、許可保持者が負担する。
- (4) 上記第(1)項で述べたインベントリーの結果は、10年間の天然林木材利用事業における作業計画の策定基準として使用する。

第3条

- (1) インベントリーを実施した天然林木材の活用事業許可保持者は、定期的森林全体の記録本並びに定期的森林全体の記録報告書の真実性に対する森林企画持続的生産林管理技術者又は立木調査持続的生産林管理技術者からの証明書を添付した上で、必ず定期的森林全体の記録報告書を生産林企画持続的生産林管理技術者の監督者へ提出すること。
- (2) 生産林企画持続的生産林管理技術者の監督者は、上記第(1)項で述べたインベントリーの報告書に基づいて、報告書を評価し、評価結果である検討書を天然林木材利用事業許可に対して、10就業日以内に提出する。
- (3) 生産林企画持続的生産林管理技術者の監督者が、上記第(2)項で述べた検討書を提出しない場合、定期的森林全体の記録報告書並びに森林企画持続的生産林管理技術者作成の証明書が、天然林木材利用事業における作業計画の策定基準となる。
- (4) 上記第(2)で述べた生産林企画持続的生産林管理技術者の監督者によるインベントリーの評価の実施によって発生する費用は、政府が負担する。
- (5) 上記第2条第(1)項、第(2)項、第(3)項で述べたインベントリー実施の詳細規定は、総局長規程で定める。

第3章

天然林木材利用事業における作業計画(RKUPHHK-HA)

第1部

一般

第4条

- (1) 天然林木材の活用事業許可の保持者は、必ず10年間の天然林木材利用事業における作業計画を策定すること。
- (2) 上記第(1)項で述べた天然林木材利用事業における作業計画案は、天然林木材の活用事業許可決定を受領してから、1年以内に申請すること。
- (3) 次の10年間の天然林木材利用事業における作業計画案は、既存の天然林木材利用事業における作業計画の期限が終了する1年前までに申請すること。
- (4) 上記第(2)項及び第(3)項で述べた天然林木材利用事業における作業計画案は、大臣を代表する総局長又は指名された職員に申請し、次の者にも写しを配布する。

- a. 州局長；
 - b. 県／市局長；
 - c. 実行事務所長；及び
 - d. 森林管理事務所長。
- (5) 天然林木材利用事業における作業計画の策定によって発生する費用は、許可保持者が負担する。

第 5 条

- (1) 上記第 4 条で述べた天然林木材利用事業における作業計画案は、次に基づいて策定する。
- a. 天然林木材の活用事業許可の供与決定に沿った作業区域地図又は地理座標境界；
 - b. 森林地区地図又は州森林地区及び水域指定地図、また州森林地区及び水域指定地図がない州の場合は、合意森林使用管理地図；
 - c. 衛星写真による最新地図（縮尺 1：50,000）過去 2 年以内のもの；及び
 - d. 法令規定に沿って実施したインベントリー結果。
- (2) 天然林木材利用事業における作業計画案は、立木調査持続的生産林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産林管理技術者が作成し、天然林木材利用事業許可保持者の社長又は組合長が署名／承認する。
- (3) 天然林木材利用事業における作業計画案及び地図におけるデータ／情報の真実性は、天然林木材利用事業許可保持者の社長又は組合長の責任となり、証明書にその旨を記載する。

第 2 部

天然林木材利用事業における作業計画案の評価及び承認

第 6 条

- (1) 大臣を代表する総局長又は指名された職員は、天然林木材利用事業における作業計画案を受領してから、14 就業日以内に天然林木材利用事業における作業計画案を評価及び／又は修正指導を行う。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた評価結果に基づき、修正指導が不要の場合、大臣を代表する総局長又は指名された職員は、天然林木材利用事業における作業計画案の修正案を受領してから、20 就業日以内に天然林木材利用事業における作業計画案を承認する。
- (3) 許可保持者は、上記第 (1) 項で述べた天然林木材利用事業における作業計画案の修正指導があった場合、天然林木材利用事業における作業計画案の修正指導書を受領してから、14 就業日以内に天然林木材利用事業における作業計画を修正し、大臣を代表する総局長又は指名された職員にその結果を提出する。
- (4) 許可保持者は、上記第 (3) 項で述べた 14 就業日以内に天然林木材利用事業における作業計画案の修正を提出しない場合、天然林木材利用事業における作業計画を提案しないとみなし、法令規定に従った処分が与えられる。
- (5) 大臣を代表する総局長又は指名された職員は、上記第 (3) 項で述べた天然林木材利

用事業における作業計画案の修正に基づいた修正案を受領してから、5 就業日以内に天然林木材利用事業における作業計画を承認する。

- (6) 上記第(2)項及び第(5)項で述べた天然林木材利用事業における作業計画案の承認は、次の者に写しを配布する。
 - a. 州局長；
 - b. 県／市局長
 - c. 実行事務所長；及び
 - d. 森林管理事務所長。
- (7) 総局長は、主要業務及び機能に沿った局長又は実行事務所長に委任し、上記第(1)項で述べた天然林木材利用事業における作業計画案の評価及び承認を行う。

第7条

- (1) 天然林木材利用事業における作業計画の評価及び承認手続きによって発生するあらゆる費用は、政府が負担する。
- (2) 天然林産業木材活用事業における作業計画の策定、評価、承認及び天然林木材利用事業における作業計画承認フォームに関する詳細規定は、総局長規程で定める。

第3部

天然林木材利用事業における作業計画の改訂

第8条

- (1) 次が発生した場合、天然林木材利用事業における作業計画の改訂を検討することができる。
 - a. 作業区域の面積変更；
 - b. 伐採サイクル及び／又は伐採直径限度の変更；
 - c. 人的要因、自然的要因、法令規定に沿ったその他の業種による森林地区の使用による森林資源の物理的状況の変更；及び／又は
 - d. 林学的システム及び技術の変更並びに説明ができるその他の変更。
- (2) 天然林木材利用事業における作業計画の改訂案は、天然林木材利用事業許可保持者より、大臣を代表する総局長又は指名された職員に申請する。
- (3) 大臣を代表する総局長又は指名された職員、上記第(2)項で述べた天然林木材利用事業における作業計画の改訂案を受領してから、14 就業日以内に、天然林産業木材活用事業における作業計画の改訂案を評価し、承認し、その写しを次の者に配布する。
 - a. 州局長；
 - b. 県／市局長
 - c. 実行事務所長；及び
 - d. 森林管理事務所長。
- (4) 総局長は、主要機能及び機能に沿った局長又は実行事務所長に、上記第(3)項で述べた天然林木材利用事業における作業計画の改訂案の評価及び承認を委任することができる。

- (5) 天然林木材利用事業における作業計画の改訂は、天然林木材利用事業における作業計画の変更で記載し、旧版天然林木材利用事業における作業計画での期間を変更しない。
- (6) 天然林木材利用事業における作業計画改訂の評価及び承認手続きによって発生するあらゆる費用は、政府が負担する。

第4章

天然林木材利用事業における年次作業計画(RKTUPHHK-HA)

第1部

一般

第9条

- (1) 天然林木材利用事業許可保持者は、承認された天然林木材利用事業における年次作業計画に基づき、必ず天然林木材利用事業における年次作業計画案を申請すること。
- (2) 次年度の天然林木材利用事業における年次作業計画案は、既存の有効な天然林木材利用事業における年次作業計画案が終了する2ヶ月前までに申請すること。
- (3) 上記第(1)及び第(2)項で述べた天然林産業木材活用事業における年次作業計画は、州局長に提出し、その写しを次の者に配布すること。
 - a. 総局長；
 - b. 県／市局長；
 - c. 実行事務所長；及び
 - d. 森林管理事務所長。
- (4) 天然林木材利用事業における年次作業計画案は、立木調査持続的生産林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産林管理技術者が作成し、天然林木材利用事業許可保持者の社長又は組合長が署名／承認する。
- (5) 上記第(3)項 a 号で述べた総局長に対する天然林木材利用事業における年次作業計画案の写しは、オンライン天然林生産情報システム (Sistem Informasi Produksi Hutan Alam Online (SIPHAO)) より配布すること。

第10条

- (1) 上記第9条で述べた天然林木材利用事業における年次作業計画案は、次に基づいて策定する。
 - a. 承認された天然林産業木材活用事業における作業計画案；
 - b. 立木調査持続的生産林管理技術者又は生産林企画持続的生産林管理技術者が署名した立木調査報告書の概要；及び
 - c. 衛星写真による最新地図（縮尺1：50,000）で、最大過去2年間のもの；
- (2) 影響影響削減伐採 (Reduce Impact Logging (RIL)) / 影響影響削減伐採-炭素 (Reduce Impact Logging-Carbon (RIL-C)) を実施した天然林木材利用事業許可保持者の企業は、大臣を代表する総局長又は指名された職員に対し、伐採効率、特に活用係数の改善を申請することができる。

- (3) 大臣を代表する総局長又は指名された職員は、林業研究開発機構からの推薦の上、上記第(2)項で述べた申請を拒否又は承認することができる。

第11条

- (1) 天然林木材の活用事業許可保持者が、義務的に持続的生産林管理証明書を持ち、「良」評価を取得した場合、その天然林木材利用事業許可保持者に対し、権限を持つ職員の承認なしで(自己承認)、社長又は組合長署名で天然林木材利用事業における年次作業計画の評価及び承認権限及び責任を与えることができる。
- (2) 天然林木材の活用事業許可保持者は、上記第(1)項で述べた天然林木材利用事業における年次作業計画書類を局長経由総局長、州局長、県/市局長、実行事務所長、森林管理事務所長に報告し、提出すること。

第12条

上記第10条第(1)項で述べた立木調査実施の監視及び指導は、生産林企画持続的生産林管理の監督者が行う。

第2部

天然林木材利用事業における年次作業計画案の評価及び承認

第13条

- (1) 県/市局長は、天然林木材利用事業における年次作業計画案を受領してから、14 就業日以内に、年次作業計画ブロック境界、1%の立木調査、森林指導の実施、空き地及び道路の両端での植林の実施に対する現場検証を行う。
- (2) 上記第(1)項で述べた検証は、一つのチームで行い、検証結果は検証報告書にて記載する。
- (3) 上記第(1)項で述べた現場検証は、県/市局の森林企画持続的生産林管理技術者の監督者が行い、就任者がいない場合は、実行事務所又は州局の森林企画持続的生産林管理技術者の監督者が行う。
- (4) 上記第(1)項で述べた検証によって発生する費用は、政府の費用基準に基づいて、許可保持者が負担する。
- (5) 県/市局長は、上記第(2)項で述べた現場検証から14 就業日以内に、立木調査結果の概要及び国に対する金銭的義務などを含むデータ及び情報を添付した検証報告書を州局長に提出する。

第14条

- (1) 州局長は、上記第13条第(5)項で述べた県/市局長からの現場検証報告書並びにデータ及び情報を受領してから、14 就業日以内に、天然林木材利用事業における年次作業計画を評価し、承認する。
- (2) 州局長は、県/市局長が上記第13条第(5)項で述べた現場検証報告書並びにデータ

及び情報を提出しない又は期限を超過した場合、14 就業日以内に天然林木材利用事業における年次作業計画を評価し、承認する。

- (3) 天然林木材利用事業における年次作業計画の承認は、次を含む。
 - a. 適用する林学的システムに沿った天然林木材利用事業における年次作業計画の活動計画の確定；
 - b. 木材の活用、非木材林産物の使用及び販売；
 - c. エコツーリズム、森林警備及び保護；
 - d. 林業技術者及び非技術者；
 - e. 研究、社会的管理
 - f. 木材収集所（TPn）、貯木場（TPK）、重機、道路；及び
 - g. 空き地及び道路両端での植林。
- (4) 州局長が上記第（1）項で述べた評価及び承認を実施しなかった場合、大臣を代表する総局長から権限を与えられた局長は、天然林木材利用事業における年次作業計画案の評価及び承認を実施することができる。

第3部

天然林木材利用事業における年次作業計画の有効期限及び改訂

第15条

- (1) 天然林木材利用事業における年次作業計画の有効期限は、最大で12ヶ月間とする。
- (2) 天然林木材利用事業における年次作業計画の改訂が必要な場合、改定案は州局長に申請し、次の者に写しを配布する。
 - a. 総局長；
 - b. 県／市局長；
 - c. 実行事務所長；及び
 - d. 森林管理事務所長。
- (3) 上記第（2）項で述べた改訂は、次が発生した場合に検討する。
 - a. 天然林木材利用事業における年次作業計画の変更；及び／又は
 - b. 木材量の変更、木材種／木材種分類の変更、その他説明ができる変更。
- (4) 上記第（2）項で述べた天然林木材利用事業における年次作業計画の改定案は、立木調査持続的生産林管理技術者及び／又は森林企画持続的生産林管理技術者が作成し、天然林木材利用事業許可保持者の社長又は組合長が署名し、上記第（3）項で述べた理由を添付した上で、州局長に申請する。
- (5) 州局長は、14 就業日以内に天然林木材利用事業における年次作業計画の改訂を拒否又は承認することができる。承認された場合、改定案は当期天然林木材利用事業における年次作業計画が終了するまで有効とする。
- (6) 自己承認で発行した天然林木材利用事業における年次作業計画に改訂が必要な場合、上記第（3）項で述べた説明責任ができる技術的な理由を備えた上で、改訂することができる。

第 16 条

- (1) 活動計画が上記第 15 条第 (1) 項及び第 (2) 項で述べた当期の天然林木材利用事業における年次作業計画又は天然林木材利用事業における年次作業計画改訂版を達成できない場合、当該未達成分の活動計画は州局長に対して再提出し、次年度の天然林木材利用事業における年次作業計画に追加することができる。
- (2) 上記第 15 条第 (6) 項で述べた未達成分の活動計画があった場合、当該未達成の活動計画は、次年度の天然林木材利用事業における年次作業計画に追加し、自己承認することができる。
- (3) 上記第 (1) 項で述べた未達成分の活動計画は、当該天然林木材利用事業許可保持者が申請する次年度の天然林木材利用事業における年次作業計画目標を削減することなく、一つの天然林木材利用事業における年次作業計画に記載される。
- (4) 未達成分の活動計画は、伐採目標が設定された場合、設定された伐採目標を超えてはならない。

第 17 条

天然林産業木材活用事業における年次作業計画の策定、評価、承認に関する詳細規定は、総局長規程で定める。

第 5 章

天然林木材利用事業における作業図 (BKUPHHK-HA)

第 18 条

- (1) 天然林木材利用事業における作業計画が評価及び承認される前に許可を取得した天然林木材の活用事業許可保持者は、天然林木材利用事業における作業図案を作成し、申請することができる。
- (2) 申請する天然林木材利用事業における作業図案は、社長又は組合長が承認した天然林木材利用事業における作業計画案の一部である。
- (3) 上記第 (1) で述べた天然林木材利用事業における作業図は、州局長に提出し、写しを次の者に配布する。
 - a. 総局長；
 - b. 県／市局長；
 - c. 実行事務所長；及び
 - d. 森林管理事務所長。
- (4) 天然林木材利用事業における作業図は 1 回のみ与えられ、決定日より 12 ヶ月間有効とし、延長することはできない。
- (5) 上記第(3)項 a 号で述べた総局長に対する天然林木材利用事業における作業図案の写しは、オンライン天然林生産情報システム (SIPHA0) より配布すること。

第 19 条

上記第 18 条で述べた天然林木材利用事業における作業図案は、次に基づいて策定する。

- a. 天然林木材利用事業許可決定に従った作業区域地図；及び
- b. 立木調査持続的生産林管理技術者又は生産林企画持続的生産林管理技術者が署名した立木調査報告書の概要。

第 20 条

- (1) 県／市局長は、天然林木材利用事業における作業図案を受領してから、14 就業日以内に、現場検証を実施する。
- (2) 上記第(1)項で述べた現場検証は、県／市局の森林企画持続的生産林管理技術者の監督者が行い、就任者がいない場合は、実行事務所又は州局の森林企画持続的生産林管理技術者の監督者が行う。
- (3) 上記第(1)項で述べた現場検証は、一つのチームで一斉に行い、検証結果は一つの検証報告書にて記載する。
- (4) 上記第 (1)項及び第 (2)項で述べた検証によって発生する費用は、政府の費用基準に基づいて申請者が負担する。
- (5) 上記第 (3)項で述べた検証報告書は、14 就業日以内に、県／市局長より州局長へ提出する。

第 21 条

- (1) 州局長は、上記第 20 条第 (5) 項で述べた県／市局長からの現場検証報告書を受領してから、14 就業日以内に、天然林木材利用事業における作業図案を評価し、承認し、写しを次の者に配布する。
 - a. 総局長；
 - b. 県／市局長；
 - c. 実行事務所長；及び
 - d. 森林管理事務所長。
- (2) 州局長は、県／市局長が 14 就業日以内に上記第 20 条第(1)項で述べた現場検証を実施しない及び／又は上記第 20 条第 (5)項で述べた検証報告書を提出しない場合、天然林木材利用事業における作業図を承認することができる。

第 22 条

天然林産業木材活用事業における作業図の策定及び評価に関する詳細規定は、総局長規程で定める。

第 6 章

天然林木材利用事業許可の活動道具

第 23 条

- (1) 許可保持者は、天然林木材利用事業許可を受領してから、天然林木材利用事業許可の作業地における林産物の活用活動で使用する道具の数量及び種類、少なくとも現

場で活動を実施する上で実質的に必要とする道具の 50%を申請すること。

- (2) 上記第 (1) 項で述べた必要道具は、権限を持つ職員が一つの天然林産業木材活用事業における作業図又は天然林産業木材活用事業における年次作業計画の確定で承認するために、天然林産業木材活用事業における作業図又は天然林産業木材活用事業における年次作業計画に記載すること。
- (3) 林産物活用活動に必要な道具の計算は、現場の必要性に沿って行うこと。
- (4) 天然林木材利用事業許可保持者が、作業地から又は作業地へ重機を排除又は追加する場合、生産担当取締役又はキャンプマネージャーが重機移動報告書を作成し、それを州局長報告し、その写しを現地の実行事務所長及び県／市局長へ配布すること。

第 7 章 報告及び管理

第 24 条

- (1) 許可保持者は、天然林木材利用事業における作業計画が承認されてからは、5 年毎に天然林木材利用事業における作業計画を評価し、総局長へ報告し、次の者に写しを配布する。
 - a. 州局長；
 - b. 県／市局長；
 - c. 実行事務所長；及び
 - d. 森林管理事務所長。
- (2) 天然林木材の活用事業許可保持者は、必ず毎月第 2 週目までに、天然林木材利用事業における年次作業計画及び／又は天然林木材利用事業における作業図の実施報告書を作成し、総局長又は指名された職員に提出し、その写しを州局、県／市局、森林管理事務所長、実行事務所長に配布する。
- (3) 生産実績、森林指導、社会的管理に関する上記第(2)項で述べた報告書は、オンライン天然林森林生産情報システム (SIPHA0) より提出すること。
- (4) 州局長は、必ず天然林木材利用事業における年次作業計画及び天然林木材利用事業における作業図の承認進捗報告書を定期的に毎月及び毎年提出し、その写しを実行事務所長に配布する。
- (5) 実行事務所長は、翌月 21 日に、毎月必ず天然林木材利用事業における年次作業計画の実績概要を報告すること。
- (6) 上記第 (4) 項及び第 (5) 項で述べた報告書は、電子メールアドレス：
subdit_pha@dephut. go. id へ提出することが可能である。
- (7) 天然林木材利用事業における年次作業計画又は天然林木材利用事業における作業図の実施に対する監視は、持続的生産林管理技術者の監督者が行う。
- (8) 上記第 (1) 項、第 (3) 項、第 (4) 項で述べた報告書のフォームに関する規定は、総局長規程で別途定める。

第 8 章 制裁

第 25 条

天然林木材利用事業許可保持者が、上記第 10 条第 (1) 項で述べた天然林木材利用事業における年次作業計画案の評価要件を満たすことに遅れ、上記第 11 条第 (2) 項及び第 24 条第 (2) 項で述べた義務を果たしていない場合、行政処分として、天然林木材利用事業における年次作業計画での目標を最大 10% 控除する。

第 9 章 その他の規定

第 26 条

天然林木材利用事業許可保持者が、立木調査持続的生産林管理技術者及び／又は生産林企画持続的生産林管理技術者を有しない場合、天然林木材利用事業における作業計画及び天然林木材利用事業における年次作業計画は、立木調査持続的生産林管理技術者の監督者及び／又は生産林企画持続的生産林管理技術者の監督者の監視のもと、天然林木材利用事業許可保持者企業の技術者が作成することができる。

第 10 章 移行規定

第 27 条

本林業大臣規程が定められる前に、州局長に評価及び承認申請された天然林木材利用事業における年次作業計画案に対しての評価及び承認手続きは、本林業大臣規程に従うこと。

第 11 章 終章

第 28 条

本大臣規程が発効してから、

- a. 生産林における林業木材の活用事業におけるインベントリー (IHMB) 要領に関する林業大臣規程第 P. 33/Menhut-II/2009 を変更した林業大臣規程第 P. 5/Menhut-II/2011 で、天然林を定めた事項；及び
- b. 天然林及び生態系修復林における林産物利用事業許可に関する林業大臣規程第 P. 56/Menhut-II/2009 を変更した天然林を定めた林業大臣規程第 P. 24/Menhut-II/2011。

は、取り消され、失効する。

第 29 条

本大臣規程は法律化日より有効とする。

各自が把握できるよう、本大臣規程をインドネシア共和国官報へ記載するよう、命じる。

2014 年 5 月 22 日
ジャカルタにて決定。

インドネシア共和国
森林大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

2014 年 6 月 3 日
ジャカルタにて立法。

インドネシア共和国
法務人権大臣

署名

アミル・シャムスディン

インドネシア共和国官報 2014 年第 690 号

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長代任

署名

スハエリ